用語解説

日韶為	用語	用語解説
あ		代かきは、田植えの前に田に水を入れ、トラクタなどで土と
		水をかき混ぜて田面を平らにする作業。代かき時、水田内の
		水には、大量の土の粒子等が混ざっており、これらを含んだ
	浅水代かき	 濁水が河川へ流出することを防ぐために、代かきを浅水状態
		(土面が 7~8 割見える程度)で行うことを浅水代かきとい
		う。
	アセットマネジメン	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・
	}	経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称をいう。
え		「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に
	et et selve	基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使
	エコファーマー制度	用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農
		業者(個人または法人)を県が認定し支援する制度のこと。
カュ		家族農業経営に携わる各世帯員が意欲ややり甲斐を持って
	+ + 67 % + +	経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役
	家族経営協定	割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家
		族内の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
		元素記号、Cd。日本国内の土壌は大半が中性から酸性である
		ためカドミウムの溶け出しやすい環境であり、このため食物
		はカドミウムによる汚染を受けやすい。米をはじめとして食
	カドミウム	物には含有基準が設けられており、基準値以上のカドミウム
		を含む農作物は販売することが出来ない。食品衛生法上では
		玄米において 0.4mg/kg と規定され、これを超過したものは
		全て焼却処分となっている。
		県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量
	環境こだわり農産物	を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止
		等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産
		された農産物のこと。
	関核プロ	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」で
	関係人口 	もない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
	かん養機能	水田にたたえられた水は、地下に浸透して、地下水のかん養
		源となる。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の
		働きもしている。
き	帰農者	離村して農業をやめていた者が農業に戻った、又は、都会で
	川)[文]	の生活をやめて地方に行き、農業を始めた者のこと。
	GAP(農業生産工	農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能
	程管理)	性を確保するための生産工程管理の取組みのこと。

き		一連の生産過程で多数の者が計画的、組織的に労働する生産
<u> </u>	協業	形態のこと。
1.4		水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで
け	畦畔	
		作のた盛工寺の部分のこと。
		農業用用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去また
	 県営水質保全対策事	は、公共用水域に排出される排水の浄化による良質な用水の
	· 宗 召 水 負 休 至 刈 汞 争	確保および農村地域の環境保全を図るため、畦畔漏水防止対
		策や循環かんがい施設、ヨシ等の水生生物が有する浄化機能
		を利用した浄化施設の整備を行う事業のこと。
ے		以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、
	耕作放棄地	この数年間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地
		のこと。
	 高性能機械	農作業の効率化や農作業における身体の負担の軽減効果が
	同1生167效7次	高く、農業経営の改善にも効果のある農業機械のこと。
さ		受託者側(作業の受け手)が委託者(作業の出し手)側の意志
	作業受委託	に基づいて作物を栽培し・その収穫物は全部委託者側のもの
	作来文安託	とし、その代わり委託料として両者の間であらかじめ決めた
		一定の金額又は収穫物を受託者に支払う形態。
L		都市計画区域*内で、既に市街地を形成している区域及び概
	市街化区域	ね 10 年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域
	川均化区域	として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された
		区域のこと。
		都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区
	市街化調整区域	域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定され
		た区域のこと。
		県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政
	滋賀県基本構想	の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本
		となるもの。計画期間は2019年から2030年までの12年間。
		「滋賀県基本構想*(平成31年3月策定)」を上位計画とす
		る農業・水産業部門の基本計画として位置づけられた県の
	滋賀県農業・水産業	農政の総合的な推進の指針。10年後(2030年)の目指す姿
	基本計画	を実現するために実践する令和3年度から令和7年度まで
		の5年間の計画。(令和3年10月策定予定)
	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、
		高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を
		利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農
		業生産を共同して行う組織のこと。

し	消費者ニーズ	消費者の必要性や要求のこと。
	食育(食農教育)	生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支え
		る「農(農業)」について、学び体験すること。
	食料・農業・農村基	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、
		政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた計画のこと。情
	本計画	報変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされてい
		る。
	新型コロナウイルス 感染症	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019年 12月に初
		めて報告された、新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感
		染症のことであり、肺炎などの症例が確認されている。
		農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務
	新規就農者	が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態
		が「農業が主な人」になった者のこと。
す		ロータリの代わりにトラクタに取り付ける浅水代かき用の
	水田ハロー	機具。ロータリより回転爪の長さが短く、作業幅が広いため、
		砕土・均平性能に優れている。
	スマート農業	ロボット技術、ICT(情報通信技術)を活用して、超省力・
	- 17278	高品質生産を実現する新たな農業のこと。
せ		多面的機能支払交付金事業の滋賀県における名称。現在、農
		村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝
	世代をつなぐ農村ま	え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付け
	るごと保全向上対策	られた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した
		活動を加える等、制度上も滋賀県独自の仕組みになってい
		る。
	専作	専門的に主な作物を栽培すること。
た	第5次守山市総合計画	今後 10 年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画と
		して、新しい時代にふさわしい、めざすべき将来像とその実
	町	現に向けた取り組みについて示したもの。
		生涯を通じた食育の推進についての基本目標や重点テーマ
	第2次守山市食育推	をはじめ、市民や家庭、地域における具体的な行動および市
	進計画	が取り組むべき施策が定められた計画をいう。計画期間は、
		平成28年度から令和4年度までの7年間である。
	多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備
		を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金
		のこと。(農地維持支払交付金、資源向上支払交付金から構
		成)

	T	
ち		都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている、住
	地区計画制度	民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいま
		ちづくりを誘導するための計画制度のこと。
		地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産され
	地産地消	た農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を
		結びつけ、信頼関係を構築する取組みのこと。
て	適地適作	地域にあった作物を作付け、栽培すること。
ک	冬期湛水管理	稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る農法のこと。
	登熟期	豆類など農作物が結実して次第に成熟していく時期のこと。
		都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他
		の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を
		含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに都市計画基礎調査
	都市計画区域	等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、
		及び保全する必要がある区域。本市は、大津市の一部、草津
		市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市
		計画区域」に属している。
		「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すもので、
	都市計画マスタープ	まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を
	ラン	明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現
		に向けての推進方策を定めるもの。
		都市の中で都市と調和しつつ存在する農業。都市の周辺の
		近郊農業と区別するもの。その役割は①新鮮で安全な農産
	松井曲光	物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災
	都市農業	害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地
		空間の提供、⑤国土、環境の保全、⑥都市住民の農業への
		理解の醸成といった多様な役割を果たしている。
	都市農業振興基本法	都市農業*の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適
		切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資する
		ことを目的として制定された法律。
ک	1. 小红田利曲米	経営面積を拡大することにより所得確保をめざす農業経営。
	土地利用型農業	本市では水稲・麦・大豆等を栽培する経営が多い。
に		担い手の農地利用集積状況調査における「担い手」とは、「認
	担い手	定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」およ
		び「集落営農経営」の4類型に該当する経営体のことをいう。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計
		画(農業経営改善計画*)が基準に適合するとして、市町等
		から認定を受けた農業者のこと。
L	l .	

	1	
0		農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために
		市町等に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目
		指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにと
	農業経営改善計画	るべき措置を記載する。市町等から農業経営改善計画の認定
		を受けた者が認定農業者である。
		令和2年度より、複数市町で農業を営む農業者の場合は、国
		または県が一括して認定を行うこととなった。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図
		るべき地域として県知事が定める地域のこと。
	農業振興地域整備計	今後農業用に活用する区域として市町が定めた計画のこと。
	画	農業振興の場として保全していく計画をいう。
		法人形態によって農業を営む法人の総称。法人形態は株式会
		社等の「会社法人」と「農事組合法人」とに分けられる。こ
	農業法人	の農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、
		農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを
		「農地所有適格法人」という。
		農地中間管理機構(農地バンク)は、平成26年度に全都道
		府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」であ
	農地中間管理事業	る。
		農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の所有者
		最地中間管理事業は、最地中間管理機構が、最地の所有名 から農地の所有者から農地を借受け、担い手がまとまりの
		ある形で利用できるよう配慮して農地の貸付けを行う事業
		<i>0</i>) <u> </u>
		経営耕地が30a以上、農産物販売額50万円以上など幾つか
	農林業経営体	ある要件のうちの一つ以上に該当する者のこと。
は		事業活動を機能ごとに分類し、どの部分(機能)で付加価値
	バリューチェーン	が生み出されているか、競合と比較してどの部分に強み・弱
		みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探る
		こと。
V		持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と
	人・農地プラン	農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、そ
		れぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・
		地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計
		図」をいう。
		【人・農地プランの実質化】
		農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える
		化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当
	1	ı

		該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めてい
		く取組みのこと。
ふ	 複合経営	農産物販売金額の1位部門の販売金額が総販売金額の6割
		未満のものをいう。
		農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事
		業者間で統一したブランド(コンセプト)を用いて、当該地
	ブランド化	域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサー
		ビスの提供を行う取り組みによって生み出されるもの。
		田畑輪換の一形態であり地域内の水田を数ブロックに区分
	ブロックローテーシ	し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを1年ごとに
	ョン	他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを
		循環する形態のこと。
ま		市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要と
	マーケットイン	するものを提供していこうとすること。商品の企画開発や生
		産において消費者のニーズを重視する方法をいう。
ゆ		化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基本とし
	有機農産物	て、播種または植付け前2年以上の間、堆肥等による土づく
		りを行ったほ場において生産された農産物のこと。
	ゆりかご水田事業	本市では、地域の協力のもと、「水田にニゴロブナ等の稚魚
	ゆりがこが田事来	を放流し、成長させた後に水路へ放流する事業」のこと。
り	利用権設定	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大を志向する認定
	小川州惟政 处	農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き。
れ	連作陪宝	同じ作物を同じ場所で連作することで、作物に病気や栄養障
	連作障害	害などの障害が発生すること。
ろ		農林水産の1次産業の従事者が製造・加工(2次産業)、流
	6次産業化	通・販売 (3次産業) までの一連の流れに取り組むもので、
		農業経営の多角化や所得の拡大に貢献することをいう。
わ	早生品種	開花・結実・成熟が早い品種のこと。